

現職會員医療保険
普通保険約款

一般社団法人 岩手県農林漁業団体役職員連盟

目 次

第一章 総則

第1条（用語の定義）

第二章 保険金の支払事由等

第2条（保険金の種類、被保険者、保険金の支払事由、保険金額）

第3条（保険金を支払わない場合）

第4条（保険金の受取人）

第5条（保険金の削除支払）

第三章 保険契約の締結等

第6条（保険期間）

第7条（保険証券）

第四章 保険料の払込、免除、猶予期間及び保険契約の失効

第8条（保険料の払込）

第9条（保険料の免除）

第10条（保険料猶予期間）

第11条（保険契約の失効）

第五章 保険契約の更新

第12条（保険契約の更新）

第六章 保険料の増額又は保険金の増減等

第13条（更新時における保険料の増額又は保険金の減額等）

第14条（保険期間中の保険料の増額又は保険金の減額）

第七章 保険契約の取消、無効、解除

第15条（詐欺による取消）

第16条（不法取得目的による無効）

第17条（重大事由による解除）

第八章 保険金の請求及び支払時期等

第18条（保険金の請求及び支払時期等）

第九章 解約及び解約返戻金

第19条(解約)

第20条(解約返戻金)

第十章 保険契約の消滅

第21条(保険契約の消滅)

第22条(保険契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還)

第十一章 契約者配当

第23条(契約者配当金の割当)

第十二章 現職会員及び任意継続会員の通知義務

第24条(通知義務)

第十三章 その他の事項

第25条(保険料又は保険金の額の見直し)

第26条(時効)

第27条(管轄裁判所)

(この保険の趣旨)

この保険は、一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟における会員の福祉を保障し生活安定と向上を図る事を目的とした医療保険である。

第一章 総則

(用語の定義)

第1条 この約款における用語の定義は、この約款に別に定められるもののほか、それぞれ次のとおりとする。

(1) 当連盟

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟をいう。

(2) 会員

当連盟の会員をいう。

(3) 現職会員

当連盟の会員で、保険契約を締結した常勤役員及び職員をいう。

(4) 医療任意継続会員

退職時満55歳以上の現職会員で、満60歳になるまで医療費給付を受けることができる者をいう。

第二章 保険金の支払事由等

(保険金の種類、被保険者、保険金の支払事由、保険金額)

第2条 現職会員が加入可能な保険における保険金の種類、被保険者、保険金の支払事由、保険金額は次のとおりとする。

号	保険金の種類	被保険者	保険金の支払事由	保険金額
1	医療費給付金	現職会員 現職会員の被扶養者	医療機関に医療費を支払ったとき。	保険対象医療費一部負担金と入院時食事料標準負担額(1食につき460円を限度とした実費)の総額から、会員一部負担額(3,000円)を控除した額。ただし、高額療養費・公費助成額は除く。なお、会員一部負担額については、1診療者、1診療月、1医療機関に支払った額。また、連盟所定様式にかかる証明書費用を負担したときは300円を限度とした実費を加算。
2	療養給付金	現職会員 現職会員の被扶養者	30日以上入院したとき。	10,000円
3	結婚給付金	現職会員	結婚したとき。	30,000円
4	出産給付金	現職会員 現職会員の配偶者	出産したとき。	第1子・2子 30,000円 第3子以降 50,000円
5	弔慰金	現職会員 現職会員の配偶者	死亡したとき。	現職会員の死亡 50,000円 現職会員の配偶者の死亡 20,000円
6	一部負担額助成	現職会員 現職会員の被扶養者	同月内に、会員一部負担額が15,000円を超えたとき。	会員一部負担額(3,000円までの額)以下の医療費一部負担金の合計が15,000円を超えたとき、15,000円を差引いた額。

2 医療任意継続会員が加入可能な保険における保険金の種類、被保険者、保険金の支払事由、保険金額は次のとおりとする。

号	保険金の種類	被保険者	保険金の支払事由	保険金額
1	医療費給付金	医療任意継続会員 医療任意継続会員の被扶養者	医療機関に医療費を支払ったとき。	保険対象医療費一部負担金と入院時食事料標準負担額(1食につき460円を限度とした実費)の総額から、会員一部負担額(3,000円)を控除した額。ただし、高額療養費・公費助成額は除く。なお、会員一部負担額については、1診療者、1診療月、1医療機関に支払った額。また、連盟所定様式にかかる証明書費用を負担したときは300円を限度とした実費を加算。
2	一部負担額助成	医療任意継続会員 医療任意継続会員の被扶養者	同月内に、会員一部負担額が15,000円を超えたとき。	会員一部負担額(3,000円までの額)以下の医療費一部負担金の合計が15,000円を超えたとき、15,000円を差引いた額。

(保険金を支払わない場合)

第3条 当連盟は、次の各号に該当する事由によって生じた請求に対しては、保険金の支払いを行わない。

- (1) 現職会員及び医療任意継続会員又は保険金受取人に、保険金請求その他に関する不正の事実があったとき。
- (2) 現職会員及び医療任意継続会員が保険料の払い込みを怠ったとき。
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動。
- (4) 現職会員及び医療任意継続会員、被保険者又は保険金受取人の故意もしくは重大な過失又は法令違反。
- (5) 現職会員及び医療任意継続会員が保険金を受け取る場合において、保

険金受取人の故意もしくは重大な過失又は法令違反。

(保険金の受取人)

第4条 この保険契約の保険金の受取人は、現職会員及び医療任意継続会員とする。

- 2 現職会員及び医療任意継続会員が死亡及び失踪宣告を受けた場合の弔慰金の受取人は、法定相続人とする。ただし、現職会員及び医療任意継続会員が死亡前に特別に意思表示をしたときは、この限りではない。
- 3 現職会員及び医療任意継続会員が、保険金を請求できない事情がある場合は、現職会員及び医療任意継続会員の配偶者又は被扶養者を現職会員及び医療任意継続会員の代理人として、保険金を請求できるものとする。なお、現職会員及び医療任意継続会員の配偶者又は被扶養者も保険金を請求できない事情がある場合は、3 親等以内の親族を現職会員及び医療任意継続会員の代理人として、保険金を請求できるものとする。

(保険金の削減支払)

第5条 当連盟は、第3条の規定にかかわらず、地震・噴火・津波、原子力事故・放射能汚染、感染症及び船舶・航空機事故などにより保険金支払事由が一時に多数発生し、当該保険事故による保険金を全額支払うとした場合に、当連盟の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、社員総会決議を得て、主務官庁の認可を得た後、該当する保険金の全部又は一部を削減して支払うことがある。

- 2 保険金を削減して支払うときは、当連盟は、保険金の受取人に通知する。

第三章 保険契約の締結等

(保険期間)

第6条 当連盟所定の申出書により当連盟が会員に加入の承諾をした月の初日から、この保険契約を締結したものとみなし、保険契約上の責任を負う。

- 2 前項により当連盟の責任が開始される日を契約日とする。

- 3 この保険期間は、6月1日から最初に到来する5月31日までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、契約日が6月2日以降である場合は、契約日から最初に到来する5月31日までの期間とする。

(保険証券)

第7条 当連盟は、保険契約を締結した場合、現職会員及び医療任意継続会員からの求めに応じ、遅滞なく、次の各号に定める事項を記載した保険証券を現職会員及び医療任意継続会員に交付する。

- (1) 当連盟の名称及び住所
- (2) 現職会員及び医療任意継続会員の氏名
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 保険金受取人の氏名又は保険金受取人を特定するために必要な事項
- (5) 保険金の種類及び保険金額
- (6) 支払事由
- (7) 保険期間
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 保険契約を締結した年月日
- (10) 保険証券を作成した年月日
- (11) 保険給付の額及びその方法

第四章 保険料の払込、免除、猶予期間及び 保険契約の失効

(保険料の払込)

第8条 保険料の払込は月払いのみとし、給与を支給する団体を経由して、毎月の給与から控除されて支払うものとする。払い込まれた月払保険料は、その月の1日から末日までの1ヶ月間の保険期間に相応する分とする。ただし、新規加入月における月払保険料は、保険始期から給与が初めて支給された月の末日までが、保険期間相応分となる。また、中途解約の場合は、給与が最後に支給された月の1日から保険解約日までが、保険期間相応分となる。給与から保険料が控除されなかった場合は、当連盟は該当する会員に通知し、

当連盟が指定する期日並びに金融機関に振り込むものとする。

2 医療任意継続会員についても、保険料は月払いで支払うものとする。

(保険料の免除)

第9条 現職会員が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による休業について、所属する事業主が認めた場合、休業開始日の属する月から就業する日の属する月の前月まで、申し出により保険料負担を免除する。また、休業開始日の属する月と就業する日の属する月が同一の場合でも、休業開始日が含まれる月に14日以上休業を取得した場合は、申し出により保険料負担を免除する。

2 現職会員の療養による休業が100日以上に亘った日の属する月から就業する日の属する前月までの保険料負担を免除する。

(保険料猶予期間)

第10条 この保険における保険料猶予期間は設定しない。

(保険契約の失効)

第11条 保険料が給与から控除されなかった日から1ヶ月を経過しても払込みがなかった場合は、保険契約は保険始期に遡って失効する。

第五章 保険契約の更新

(保険契約の更新)

第12条 当連盟は、現職会員及び医療任意継続会員から保険契約を更新しない旨の通知が保険期間の満了日までに当連盟に到達しない限り、当該保険期間の満了日の経過をもって保険契約を更新する。

2 更新後の保険契約については、更新日におけるこの保険の約款及び保険料率を適用する。

第六章 保険料の増額又は保険金の減額等

(更新時における保険料の増額又は保険金の減額等)

第13条 前条の規定にかかわらず、当連盟は、保険契約の更新に際して、その業務又は財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、社員総会の決議を得た後、主務官庁の認可を得て、つぎの変更を行うことがある。

(1) 保険料を増額又は保険金額を減額すること。

(2) 保険契約の更新を行わないこと。

2 前項に定める契約条件の変更等を行う場合、当連盟は、契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険終期の日から2ヶ月前までに当該現職会員及び医療任意継続会員に通知する。

(保険期間中の保険料の増額又は保険金の減額)

第14条 当連盟は、保険期間中において、その業務又は財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、社員総会決議を得た後、主務官庁の認可を得て、保険料を増額又は保険金額を減額する変更を行うことがある。

2 当連盟は、前項に定める契約条件の変更を行う場合、契約条件の変更の内容につき、特別の事情がある場合を除き、主務官庁の認可を得た後、直ちに、その対象となる保険契約の当該現職会員及び医療任意継続会員に通知する。

第七章 保険契約の取消、無効、解除

(詐欺による取消)

第15条 当連盟は、保険契約の締結に際して、現職会員及び医療任意継続会員、被保険者又は保険金の受取人に詐欺の行為があったとき、保険契約を取消することができる。この場合、当連盟は、すでに払い込まれた保険料の払

戻しを行わない。

(不法取得目的による無効)

第16条 当連盟は、現職会員及び医療任意継続会員が保険金を不法に取得する目的、又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき、保険契約を無効とする。この場合、当連盟は、すでに払い込まれた保険料の払戻しを行わない。

(重大事由による解除)

第17条 当連盟は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、保険契約を将来に向かって解除することができる。

(1) 現職会員及び医療任意継続会員が、この保険契約の保険金を詐取する目的、又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

(2) 被保険者又は保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的、又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

(3) この保険契約の保険金の請求に関し、現職会員及び医療任意継続会員、被保険者、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。

2 当連盟は、前項各号に定める重大事由の発生時以降に保険金の支払事由が生じた場合は、当連盟は保険金の支払をしない。すでに保険金の支払をしていたときは、その保険金の返還を請求することができる。

3 第1項に該当する場合、当連盟は、すでに払い込まれた保険料の払戻しを行わない。

第八章 保険金の請求及び支払時期等

(保険金の請求及び支払時期等)

第18条 保険金の支払事由が生じたとき、現職会員及び医療任意継続会員又は保険金の受取人は、すみやかに当連盟に通知するものとする。

2 支払事由が生じた現職会員及び医療任意継続会員又は保険金の受取人は、必要書類を当連盟に提出して保険金を請求することを要する。

- 3 保険金は、前項の必要書類が当連盟に到着した日（以下、「請求日」という。）の翌日から起算して90日以内に、保険金の受取人が指定した金融機関等の口座に支払う。なお、保険金支払時に当連盟は、保険金を請求した者に通知する。
- 4 当連盟は、第3項に定める支払期限を超えて保険金を支払う場合、支払期限の翌日以降延滞の責任を負い、遅延利息を保険金と合わせて支払う。

第九章 解約及び解約返戻金

（解約）

第19条 この保険契約は、現職会員及び医療任意継続会員の会員資格喪失によって解約され、会員資格喪失日を解約日とする。

（解約返戻金）

第20条 この保険は月払いであるため、解約返戻金は発生しない。

第十章 保険契約の消滅

（保険契約の消滅）

第21条 この保険契約は、現職会員及び医療任意継続会員が死亡した場合、会員資格の喪失によりその効力は失われ、死亡日を消滅日とする。

（保険契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還）

第22条 この保険は月払いであるため、保険契約が消滅した場合の未経過保険料の返還は行わない。

第十一章 契約者配当

（契約者配当金の割当）

第23条 当連盟は、この保険契約につき、契約者配当を行わない。

第十二章 現職会員及び医療任意継続会員の通知義務

(通知義務)

第24条 現職会員及び医療任意継続会員は、保険契約の内容に変更があったときは、当連盟に対しすみやかに通知するものとする。

第十三章 その他の事項

(保険料又は保険金額の見直し)

第25条 当連盟は、将来にわたって保険財務の健全性を維持することができるように、保険料又は保険金額の妥当性につき検証を行う。

2 当連盟は、前項に定める検証の結果、当連盟が保険料又は保険金額の見直しを行う場合には、社員総会決議を得て、主務官庁の認可を得た後、直ちに、現職会員及び医療任意継続会員に通知する。

(時効)

第26条 保険金、保険料の返還及びその他この保険に関連する一切の支払を請求する権利は、支払時由が生じた日の翌日から起算して3年間とする。この期間内に、この保険に関連する請求を行わないときは、当該期間の経過をもって請求する権利は自動的に消滅する。

(管轄裁判所)

第27条 この保険契約における保険金の請求その他この保険に関する一切の訴訟については、当連盟の主たる事務所の所在地又は保険金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。